税務訴訟資料 徴収関係判決 平成31年(令和元年)判決分(順号2019-25)

大阪高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号 滞納処分取消等請求控訴事件 国側当事者・国(草津税務署長)

令和元年9月26日一部認容・却下・棄却・確定

(第一審・大津地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成31年2月7日判決、本資料・徴収関係判決平成31年(令和元年)判決分(順号2019-5))

判

控訴人 X

同訴訟代理人弁護士 浅野 則明 同 尾﨑 彰俊

被控訴人

同代表者法務大臣 河合 克行 処分行政庁 草津税務署長

野原 久照

被控訴人指定代理人 金川 誠

 同
 市谷
 諭史

 同
 油野
 将人

 同
 上松瀬 茂樹

 同
 田中 久恵

同森本秀章

主

- 1 原判決主文第2項中、処分行政庁が平成28年2月18日付けでした配当処分及び同月17日 付けでした預金差押処分の各取消請求を棄却した部分を取り消し、同請求に係る訴えをいずれも 却下する。
- 2 原判決主文第2項中、次項の控訴人の予備的請求を棄却した部分を取り消す。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、2万4404円を支払え。
- 4 控訴人のその余の本件控訴を棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを60分し、その59を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 6 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) 処分行政庁が、控訴人に対して、平成28年2月18日付けで行った株式会社A銀行野 洲支店から受け入れた10万0308円を控訴人の滞納に係る平成14年度所得税17万 0222円に配当した処分を取り消す。

- (2) 処分行政庁が、控訴人の滞納に係る(1) 記載の税金の徴収のために平成28年2月17日に原告名義の銀行預金債権(株式会社A銀行野洲支店・普通預金●●●)に対してした預金差押処分を取り消す。
- (3)被控訴人は、控訴人に対し、22万4404円及びこれに対する平成28年2月17日 から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 控訴の趣旨2(1)についての選択的請求

処分行政庁が、平成28年2月18日付けでした株式会社A銀行野洲支店から受け入れた10万0308円を控訴人の滞納に係る平成14年度所得税17万0222円に配当した処分は無効であることを確認する。

3 控訴の趣旨1 (3) についての予備的請求 被控訴人は、控訴人に対し、2万4404円及びこれに対する平成28年2月18日から支 払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、処分行政庁が控訴人の株式会社A銀行(以下「A銀行」という。)野洲支店に対する10万0308円の預金債権(以下「本件預金債権」という。)を差し押さえ(以下、この差押えを「本件差押処分」という。)、同支店から同額を取り立て、同額を控訴人が滞納していた平成14年度の所得税に配当した(以下、この配当を「本件配当処分」といい、本件差押処分と併せて「本件各処分」という。)ことについて、控訴人が、本件差押処分が違法である、本件配当処分が違法又は無効であると主張して、被控訴人に対し、本件差押処分の取消しを請求し、本件配当処分については選択的に本件配当処分の取消し又は無効確認を請求するとともに、上記10万0308円の取立金に関しては、主位的に、違法な本件各処分によって損害を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金22万4404円(本件各処分のうち違法な部分相当額2万4404円、慰謝料10万円及び弁護士費用10万円)及びこれに対する不法行為日である平成28年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的に、本件各処分のうち違法な部分相当額2万4404円は不当利得に当たると主張して、不当利得返還請求権に基づき、2万4404円及びこれに対する本件配当処分の日である同月18日から支払済みまで民法704条前段の利息の支払を求める(遅延損害金の支払は求めていない)事案である。
- 2 関係法令等の定め(概要)、前提事実、争点、当事者の主張は、次の3のとおり当審における新たな争点及びこれに対する当事者の主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2から5までに記載のとおりであるから、これを引用する(当審における新たな争点に関する主張以外の当審における当事者の主張は、適宜原審における主張に加える。)。ただし、原判決を次のとおり訂正する。
- (1) 原判決3頁11行目の「関係法令等の定め」を「関係法令等の定め(概要)」」と改める。
- (2) 原判決11頁10行目の「100円未満切り上げ」を「1000円未満切上げ」と改め、 16行目の「甲1」の次に「、7」を、17行目の「原告は、」の次に「本件差押処分後で ある」をそれぞれ加える。
- (3) 原判決12頁4行目の「振り込み」を「振込み」と、5行目及び8行目の「引き出され」をいずれも「払い戻され」とそれぞれ改める。
- (4) 原判決14頁9行目から17行目の「から」までを次のとおり改める。

「そして、滞納処分による差押えのうち、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行われ、その送達時に差押えの効力が生じ、これにより、第三債務者による債務者への弁済及び滞納者による取立てその他の処分が禁止され、徴税職員は、第三債務者から差し押さえた債権の取立てをすることができ、差し押さえた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る税金を徴収したものとみなされる(国税徴収法62条1項から3項まで、67条1項、3項)。

そうすると、債権の差押えに係る処分は、徴税職員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅することとなり、取立て後も取立てに係る金員を保持する権限を課税主体に与えるものではなく、」

- (5) 原判決14頁25行目と26行目の間に次のとおり加える。
 - 「また、不当利得(民法703条)にいう「法律上の原因なく」とは、「ある人の財産的利得が法律上の原因又は正当な理由を欠く場合」あるいは「正義、公平の理想からいって、帰属した利益をそのままその帰属者に残存させておくことが、不当、不公平だと思われる場合」をいうのであり、債権差押処分の法的効力と不当利得返還請求の成否とは必ずしも直結せず、債権差押処分が取り消されることが不当利得返還請求の前提条件となるものではない。
- (6) 原判決15頁19行目の「国税通則法」の次に「(平成26年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。)」と、同行目と20行目の間に次のとおり加える。
 - 「国税通則法75条は、国税に関する処分について不服がある場合の異議申立て及び審査 請求について規定し、同法81条1項1号及び87条1項1号は、それぞれ異議申立書又 は審査請求書について対象となる処分を特定することを求めている。これらの規定に照ら すと、国税に関する処分の不服は、複数の処分が相互に関連するものであったとしても、 法令が定めるそれぞれの処分に対し、個別に申し立てなければならないことは明らかであ る。

そして、債権差押処分は国税徴収法62条、配当処分は同法128条にそれぞれ別個の処分として規定され、債権差押処分は、被差押債権について第三債務者による弁済及び滞納者の取立てを禁止して滞納者の財産が逸失することを防ぐことを目的とする処分であり、他方、配当処分は、差押財産の売却代金又は第三債務者から取り立てた金銭等を差押えに係る国税その他の債権に配当し、残余が生じた場合は滞納者に交付する目的及び効果を有する処分であって、債権差押処分は、第三債務者への債権差押通知書の送達により行われるが、配当処分は、税務署長等による配当すべき債権の調査、確認と配当額の決定、配当計算書の作成及び関係人への送付、交付期日における配当の実施という手続で行われる。このように、債権差押処分及び配当処分は、根拠となる法令の定めや目的及び法的効果を異にし、その手続も明確に区別された別個の処分である。したがって、たまたまこれら二つの処分の基礎とされた事実関係の全部又は一部が共通である場合やこれに対する納税者の不服の事由も同一であるとみられる場合であっても、債権差押処分に対し適法に不服申立てを経たからといって、それだけでは当然に配当処分に対する不服申立ての前置を不要と解することはできず、また、配当処分に対する不服申立てを経ないことにつき国税通則法115条1項3号にいう正当な理由があると解する

こともできない。」

- (7) 原判決 1 7 頁 2 4 行目と 2 5 行目の間に次のとおり加え、同行目の「ウ」を「エ」と改める。
 - 「ウ また、金融機関に対する預金債権は、給料等の債権とは法的性質を異にし、国税徴収法は、76条1項で給料等について、同条2項で給料等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押禁止を規定していない。しかし、同条は、憲法25条の精神を具現化した規定であり、その趣旨を徹底するためには、給料等の振込みにより成立した預金債権についても差押禁止債権の属性を承継することを認める必要がある。さらに、滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予(同法151条)又は滞納処分の停止(同法153条)を受けることも可能とされてはいるが、換価の猶予又は滞納処分の停止が認められるか否かは税務署長の裁量によるのであるから、必ずしもこれらが認められるものではない。」
- (8) 原判決19頁21行目の「本件預金口座に対し、本件差押処分を行った。」を「本件預金口座に対し、同月15日に株式会社Cからの給料又はD株式会社からの給料の振込みがあり得るとの認識の下、同月15日から同月19日までの間に本件預金口座に係る差押えをすることを決断し、実際に同月17日に本件差押処分を行った。その際、処分行政庁は、本件預金口座の入出金履歴からすれば、株式会社Cの給料及びD株式会社から支給される給料はいずれも多くとも二十数万円程度であると想定され、本件差押処分時における本件滞納国税の金額が、本税と延滞税を合わせて17万円余りであったから、同月15日以後に本件預金口座に対する差押処分をした場合には、同日に控訴人に支給される給料債権それ自体を差し押さえたときに差押可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があることを認識していた。」と改める。
- (9) 原判決20頁6行目の「2日間が経過しているものの、」の次に「控訴人が振り込まれた本件給与について現実に払戻しを受けることができるとは限らないのであり、」を加える。
- (10) 原判決21頁9行目及び25頁3行目の「振り込み」をいずれも「振込み」と改める。
- (11) 原判決26頁18行目と19行目の間に次のとおり加える。
 - 「本件給与に係る国税徴収法76条1項1号から同項5号までの差押禁止額の合計は15万5195.8円(1号の金額4410円、同2号の金額0円、同3号の金額3万1810円、同4号の金額10万円、同5号の金額1万8975.8円)となるところ、本件給与に係る差押可能金額は、23万1099円から15万5195.8円を控除した7万5904.2円(正しくは、7万5903.2円となるが、控訴人は違算により上記のとおり主張している。)となる。本件各処分は、10万0308円を対象とするものであり、差押可能金額を2万4404円超えるものである。」
- (12) 原判決27頁6行目の「原告は」から7行目の「悪意利息」までを「被控訴人が悪意の受益者であるから、控訴人は、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、2万4404 円及びこれに対する本件配当処分の日である平成28年2月18日から民法所定の年5分の割合による利息」と改める。
- 3 当審における新たな争点及びこれに対する当事者の主張 当審における新たな争点(本件配当処分の取消請求に係る訴えの利益)

(被控訴人の主張)

滞納処分手続における配当処分は、これが取り消された場合であっても、税務署長等は、配当を受けた者から配当をした金銭等の返還を受けた上で、これら金銭等につき再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収したなどといった場合を除き、税務署長等が、直ちに取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を負うことにはならない。

本件配当処分についても、これが取り消された場合であっても、処分行政庁は、控訴人に対し、A銀行野州支店から取り立てた本件預金債権に相当する金員を返還すべき義務を負わず、 控訴人は同金員の返還を受けることはできないのであるから、本件配当処分の取消しによって 回復すべき控訴人の法律上の利益は存在しない。

したがって、本件配当処分の取消請求に係る訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。 (控訴人の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 本案前の争点について
- (1) 争点(1)ア(本件差押処分の取消請求に係る訴えの利益)について

納税者は、申告書を提出して納期限までに国税を納付しなければならず(国税通則法35条)、納期限までに完納しない場合、税務署長は、納税の告知を経て(同法36条)、督促状によって納付を督促し(同法37条)、督促状発出の日から10日が経過しても完納しないときは、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない(国税徴収法47条)。滞納者の財産が債権である場合、その差押えは、第三債務者への弁済及び滞納者への取立てその他の処分を禁じるものとして、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行われる(同法62条1、2項)が、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ(同法67条1項)、その場合、滞納者から差押に係る国税の徴収とみなされる(同条3項)。取立てに係る金銭は、差押に係る国税その他の債権に配当されることになり(同法128条、129条1項)、税務署長が、配当計算書を作成し、これに従って交付期日に金銭を交付し、滞納に係る国税の徴収を完了する。

そうすると、徴収職員が債権差押処分によって差し押さえた債権の取立てを行い、取り立てた金員につき配当処分を行い、金銭の交付をしたときに、債権差押処分の法的効果はその目的を達して消滅することになり、債権差押処分が、その後に配当を受けた金員を保持し続ける権限を基礎付けるものではなく、差押えに係る国税の存否を確定するなどの法的効果を生ずるものでもないのであって、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存在しない。したがって、徴収職員が差し押さえた債権の取立てを行った後において、滞納者が当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないというべきである。

本件においては、草津税務署徴収職員は、平成28年2月17日、本件滞納国税を徴収するため、本件預金債権10万0308円を差し押さえ(本件差押処分)、本件差押処分に係る債権差押通知書は、同日、第三債務者であるA銀行に送達され、草津税務署徴収職員は、同日、本件預金債権10万0308円を取り立てている(前提事実(4))。そうすると、本件差押処分は、目的を達してその法的効果は既に消滅していることになる。

したがって、控訴人に本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があると 認めることはできない。

これに対し、控訴人は、①債権差押処分があった後に債権の取立てがあったからといって、その当該差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定すると、結果として違法な差押えを助長する結果となる、②本件差押処分が取り消されれば、第三債務者であるA銀行野洲支店は、処分行政庁に対し、不当利得返還請求として本件差押処分に係る金員を請求することができることになり、その結果、控訴人のA銀行野洲支店に対する預金払戻請求権が回復することになると主張する。

しかし、上記のとおり、債権差押処分によって差押えに係る国税の存否を確定するなどの法的効果を生ずるものでもなく、滞納者等が不当利得返還請求をする場合においても、配当処分がされ、金銭が交付された後においては、債権差押処分が法律上の原因となることはないのであるから、不当利得返還請求権を行使するに当たって債権差押処分の存在が障害となるものではない。

そうすると、控訴人は、本件差押処分の取消しを経ることなく、本件差押処分が国税徴収法の差押禁止規定に反することを理由に不当利得返還請求権を行使することができるから、①本件差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定しても、結果として違法な差押えを助長する結果となるとはいえないし、②本件差押処分が取り消されることが控訴人の損失回復の前提条件となるものではない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

以上のとおりであるから、本件差押処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くの で却下を免れない。

(2) 当審における新たな争点(本件配当処分の取消請求に係る訴えの利益)について

税務署長は、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭等を差押えに係る 国税等に配当し、配当を行った後に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付 する(国税徴収法128条1項、129条1項及び3項)。以上からすると、配当処分が取 り消された場合であっても、税務署長は、配当を受けた者から配当をした金銭等の返還を 受けた上で、これら金銭等につき再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになる にすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収したなどといった場合を除き、税務署長 等が、直ちに取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を負うこと にはならない。

また、配当処分によって配当を受けた差押えに係る国税等の存否が確定されるものでもなく、滞納者等が不当利得返還請求をする場合においても、配当処分がされ、金銭が交付された後においては、配当処分が法律上の原因となることはないのであるから、不当利得返還請求権を行使するに当たって配当処分の存在が障害となるものではない。

したがって、控訴人に本件配当処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるということはできず、本件配当処分の取消しを求める訴えは却下を免れない。

(3) 争点(1) イ(本件配当処分の取消請求に係る審査請求前置) について

国税通則法115条1項は、国税に関する法律に基づく処分(同80条2項に規定する 処分を除く。)で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立て をすることができる処分にあっては異議申立てについての決定を、審査請求をすることが

できる処分にあっては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、同法115 条1項各号のいずれかに該当するときを除き、これを提起することができないと規定している。

配当処分は、同法75条1項及び114条所定の国税に関する法律に基づく処分に当たるから、税務署長がした配当処分に不服のある者は、当該税務署長に対して異議の申立てをすることができ、その異議申立てについての決定を経た後の処分になお不服がある者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる(同法75条)のであり、配当処分に不服のある者がその配当処分の取消訴訟を提起するには、国税通則法115条1項各号に該当する場合を除き、上記のような不服申立手続を経た後でなければならないというべきである(同法114条、115条)。

しかし、控訴人は、本件配当処分については、審査請求をしておらず(前提事実(5)、(6))、国税通則法115条1項各号に該当する場合でないことも明らかであるから、本件訴えのうち本件配当処分の取消しを求める部分は、不適法というべきである。

これに対し、控訴人は、①差押処分と配当処分とは、形式上は別個の行政処分であるが、一連の滞納処分の手続中に包摂され、租税債権の徴収という同一の目的に向けて段階的に発展する関係にあるから、先行する差押処分に対する審査請求と同一の理由で後続の配当処分に対する審査請求をすることは実質的には無意味であり、本件差押処分に係る審査請求がされている以上、本件配当処分に対しては、行政庁に対する審査請求手続を経ないでその取消しの訴えを提起することができると解するべきである、②控訴人は、本件審査請求に当たって、本件差押処分のみでなく、一連の滞納処分手続の取消しを求めていたものであるから、本件審査請求により、本件配当処分についても審査請求が前置されたものというべきであると主張する。

しかし、①債権差押処分は国税徴収法62条、配当処分は同法128条にそれぞれ別個の処分として規定されている上、債権差押処分は、被差押債権について第三債務者による弁済及び滞納者の取立てを禁止して滞納者の財産が逸失することを防ぐことを目的とする処分であり、配当処分は、差押財産の売却代金又は第三債務者から取り立てた金銭等を差押えに係る国税その他の債権に配当し、残余が生じた場合は滞納者に交付する目的及び効果を有する処分であり、債権差押処分及び配当処分は、目的、性質及び効果を異にする別個独立の処分であって、一方に対する異議申立て(審査請求)があったからといって、他方に対する異議申立て(審査請求)があったということにはならない。次に、②控訴人は、本件異議申立てにつき本件配当処分の取消しを求めていない(前提事実(5))のであるから、本件配当処分について異議申立て及び審査請求を経たということもできない。なお、控訴人が法律の専門家ではないことは、国税通則法115条1項3号にいう正当な理由とはいえないし、他に本件配当処分に対する不服申立てを経ないことにつき正当な理由があることを基礎付ける事情を認めることもできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

以上のとおりであるから、本件配当処分の取消しを求める訴えは、不服申立ての前置 (国税通則法115条1項)を欠いており、この点でも不適法なものとして却下を免れない。

(4) 争点(1) ウ(本件配当処分の無効確認請求に係る補充性) について

無効確認の訴えは、当該処分の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に 関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができる(行 政事件訴訟法36条)。

控訴人による本件配当処分の無効確認に係る訴え提起の目的は、本件預金債権に対する 違法な差押処分に基づいて取り立てられた金員の返還であると解されるものであるが、こ の目的は、上記(1)及び(2)のとおり、本件各処分の取消し等を経ることなく不当利 得返還請求を求める訴えによって達成することができる。

これに対し、控訴人は、不当利得返還請求訴訟によるよりも無効確認訴訟の方が適切かつ直截的であるから、本件配当処分の無効確認請求に係る訴えは適法であると主張する。

しかし、控訴人の目的の実現には、不当利得返還請求を求める訴えこそがより直截的であり、他に本件配当処分の無効確認を求める訴えの方がより直截的で適切な争訟形態であることを裏付ける事情を認めることはできない。

したがって、本件配当処分の無効確認に係る訴えについて、行政事件訴訟法36条所定の要件があると認めることはできず、この訴えは不適法なものとして却下を免れない。

2 認定事実

認定事実は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2(1)に記載のと おりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

- (1) 原判決31頁20行目から21行目にかけての「回答があった」を「回答があり、本件預金口座の過去1年間の入出金履歴が添付されていた。G統括官は、本件預金口座に対し、複数の会社から定期又は不定期の振込みがあり、わずかの例外を除きそれ以外の入金はないことを把握した」と改める。
- (2) 原判決32頁17行目及び24行目から25行目にかけての「振り込み」をいずれも「振 込み」と、21行目の「振り込みが」を「振込みが不定期に」とそれぞれ改め、26行目の 「こととした。」の次に「G統括官は、直接控訴人の給料債権を差し押さえることも考えた が、その場合には控訴人の雇用関係に影響が出ることを懸念し、直接給与債権を差し押さえ るのではなく、給料の振込みがあると想定される本件預金口座に係る預金債権を再度差し押 さえることを選択した。」を加える。
- (3) 原判決33頁12行目の「振り込み」を「振込み」と、13行目及び14行目の「引き出され」をいずれも「払い戻され」とそれぞれ改める。
- 3 争点(3)(国家賠償請求の成否)について
- (1) 給料等が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になること、給料等が受給者の預金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、国税徴収法は、76条1項で給料等について、同条2項で給料等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定はない。また、滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予(同法151条)又は滞納処分の停止(同法153条1項2号)を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである。

しかし、給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、 同法76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当 する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金 債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたもの と同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると 解するのが相当である。

(2) 本件預金口座への入金としては、わずかの例外を除くほか、就労先からの給与であり、G 統括官は、A銀行からの回答書に添付された過去1年間の入出金履歴によりこのことを把握 していた(前記認定事実ア(イ))のであるから、G統括官は、本件預金口座が主として給 与の振込口座として利用されていることを認識していたと推認される。その上で、G 統括官 は、上記入出金履歴により、平成27年7月以降、本件預金口座に対し、毎月15日前後に 「カブシキカイシヤC」から給料が振り込まれていること及び先行差押処分に当たって行わ れた銀行調査の際に取得した平成28年1月分の取引明細により、同月15日にも「カブシ キカイシヤC| からの給料の振込みがあることを確認し、同年2月15日にも、本件預金口 座に対し「カブシキカイシヤC」からの給料が振り込まれる可能性があるほか、上記取引明 細により、新たに「D(カ」からの給料の振込みが不定期に行われていることが判明したこ とから、同社からの給料についても本件預金口座に振り込まれる可能性があると判断し、本 件預金口座に給料の振込みがあることを想定した上で(前記認定事実ア(オ)、(カ)及び (キ))、直接控訴人の給料債権を差し押さえることも考えたが、その場合には控訴人の雇用 関係に影響が出ることを懸念し、直接給与債権を差し押さえるのではなく、その代わりに給 料の振込みがあると想定される本件預金口座に係る預金債権を再度差し押さえることを選択 することとし、H上席に対し、同月15日から19日までの間に本件預金口座に係る預金債 権の差押えをするよう指示し(前記認定事実ア(キ))、H上席は、同月17日、本件差押処 分を行った(前記認定事実ア(ク))。そして、本件預金口座の入出金履歴からすれば、株式 会社C又はD株式会社から支給される給与については多くとも二十数万円程度であると見込 まれるところ、本件差押処分時における本件滞納国税の金額が、本税と延滞税を合わせて1 7万円余りに上っていた(前記前提事実(4)ウ)のであるから、同月15日以後に本件預 金口座に対する差押処分をした場合には、同日に控訴人に支給される給与債権それ自体を差 し押さえたとすれば差押え可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があり、G 統括官も、本件預金口座の入出金履歴を把握していた(前記認定事実(1)イ)のであるか ら、その可能性を認識していたと推認される。

本件差押処分直前の本件預金口座の入出状況をみると、前記前提事実(3)のとおり、 平成28年2月4日、先行差押処分及びその後の取立てにより口座残高が零円となった後、 同月12日、預金利息として1円が振り込まれ、口座残高は1円となり、同月15日、本 件給与の控除後の支給額19万4879円が振り込まれ、口座残高は19万4880円と なった。他方、同月15日及び16日に携帯電話料金の引き落としや預金の払戻し等によ り同月16日の口座残高は10万0308円となった。そうすると、本件差押処分当時に おける本件預金債権10万0308円のうち10万0307円が株式会社Cからの給与を 原資とするものであり、正に、G統括官の想定した事態が実現したことが認められる。

以上の事実関係の下では、本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給料等の債権

を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるということができ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分(10万0307円)のうち差押可能金額を超える部分については、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。

(3) しかし、前記(1) のとおり、給料等が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になること、国税徴収法は、76条1項で給料等の債権について、同条2項で給与等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定もなく、同預金債権を差し押さえることが違法となる場合があるか、また、これが肯定されるとしても、どのような場合に違法となるかについて、法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相応の根拠が認められることを考えると、処分行政庁(G統括官その他の徴税職員)において、本件差押処分が違法になることを予見し、又は予見すべきであったということはできない(最高裁昭和●●年(○○)第●●号同46年6月24日第一小法廷判決・民集25巻4号574頁等参照)。したがって、処分行政庁(G統括官その他の徴税職員)において、本件各処分を行ったことにつき国家賠償法1条1項にいう過失があったということはできない。

したがって、控訴人の国家賠償法1条1項に基づく請求は理由がない。

- 4 争点(4)(不当利得返還請求の成否)について
- (1) 前記3のとおり、本件差押処分は、本件預金債権中、本件給与により形成された部分(10万0307円)のうち差押可能金額を超える部分については、国税徴収法76条1項及び2項の趣旨に反するものとして違法であると認められる。

被控訴人は、本件差押処分には、その処分当時、国税徴収法76条1項により差押えが禁止される範囲を差し押さえたという瑕疵があったとしても、その後に、控訴人がD株式会社及び有限会社Eからそれぞれ給料等の支給を受けたことにより、同項柱書後段所定の同一の期間についてみれば、給与生活者の最低生活を維持するという趣旨が損なわれない状態に至ったということができ、本件差押処分時に存在した上記瑕疵は治癒したものと評価できると主張する(争点(2)ウ(本件預金債権の差押えの違法性が事後的に治癒されたか)についての主張)。

しかし、被控訴人の上記主張は、D株式会社及び有限会社E給料等の債権を順次差し押さえたことを仮定するものであり、本件とはその前提を異にするものである上、上記主張によれば、少なくともD株式会社や有限会社E給料等が振り込まれるまでは、給与生活者の最低生活を維持するという同条1項及び2項の趣旨を没却する結果を招いたことが明らかである。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 本件給与に係る差押禁止額の合計は、15万6000円となるところ、本件給与に係る差押可能金額は、23万1000円から15万6000円を控除した7万5000円となる(前記前提事実(2) キ)。本件各処分は、10万0308円を対象とするものであるところ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分(10万0307円)のうち差押可能金額(7万5000円)を超える部分は、2万5307円である。

そうすると、被控訴人は、上記2万5307円については、これを保有すべき不当利得法上の法律上の原因を有しないこととなるから、これを控訴人に返還すべき義務を負うというべきである。ただし、控訴人が本訴において不当利得として主張する金額は2万4404円であるから、当裁判所が不当利得として認容し得る金額は2万4404円にとどまる。

なお、控訴人は、被控訴人(処分行政庁)が悪意の受益者であると主張するが、本件差押処分に至る経緯等(前記認定事実ア)にかんがみると、G統括官その他の徴税職員において、本件差押処分が違法であって本件各処分によって取り立て配当された金員を保持し得る法律上の原因を欠いているとの認識を有していたとは認めるに足りる証拠はない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

5 結論

以上の次第で、本件訴えのうち本件配当処分及び本件差押処分の取消しを求める部分並びに 本件配当処分の無効確認を求める部分はいずれも却下し、国家賠償法1条1項に基づく請求 (主位的請求)は棄却し、不当利得返還請求権に基づく請求(予備的請求)は、被控訴人に対 し、2万4404円の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がない からこれを棄却すべきである。以上と異なる原判決は一部失当である。

よって、原判決中、本件配当処分及び本件差押処分の各取消請求を棄却した部分及び不当利得返還請求権に基づく2万4404円の請求を棄却した部分を取り消し、本件訴えのうち本件配当処分及び本件差押処分の取消しを求める部分をいずれも却下し、不当利得返還請求権に基づく請求は、2万4404円の支払を求める限度で認容し、その余の本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言は相当でないので、これを付さないこととする。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 中村 也寸志

裁判官 髙橋 善久

裁判官 山口 浩司

平成●●年(○○)第●●号 滯納処分取消等請求控訴事件(原審・大津地方裁判所平成●●年(○○)第●●号)

更正決定

控訴人 X

同訴訟代理人弁護士 浅野 則明

同 尾﨑 彰俊

被控訴人

同代表者法務大臣 河井 克行 処分行政庁 草津税務署長

野原 久照

被控訴人指定代理人 金川 誠

同 市谷 諭史

同 油野 将人

同 上松瀬 茂樹

同 田中 久恵

同 森本 秀章

上記当事者間の頭書事件について、当裁判所が令和元年9月26日に言い渡した判決に明白な誤りがあるので、職権で次のとおり更正する。

主

判決書1頁の当事者の表示に「河合克行」とあるのを、「河井克行」と更正する。

令和元年9月27日

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 中村 也寸志

裁判官 髙橋 善久

裁判官 山口 浩司